

令和2年7月8日

第7回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 5 号

令和 2年 第7回 定例会

日時：令和2年7月8日（水）午後2時

場所：庁 議 室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	高 橋 翔

令和2年

第7回教育委員会定例会

令和2年7月8日（水）午後2時

場 所 庁 議 室

議事録署名人 清水俊明委員

第1 議案の審議

第47号議案 「第2回平和を願う文京戦争展・漫画展」の後援名義の使用について（継続審議）

第2 報告事項

(1) 令和2年6月定例議会の審議概要について (資料第1号)

第3 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

会場がきょうはこちらになりますので、マイクがありません。大きめの声でお願いいたします。

冒頭に、新型コロナウイルス対策として三密を避けるため、上の換気窓があいておりますので、音が入ってきますけれども、ご容赦ください。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(はい)

第1 議案の審議

第47号議案 「第2回平和を願う文京戦争展・漫画展」の後援名義の使用について

○加藤教育長 議案の審議に入らせていただきます。本日は1件です。

第47号議案「第2回平和を願う文京戦争展・漫画展」の後援名義使用承認について。こちらは前回の教育委員会の継続審議になりますので、説明は省略させていただいて審議に入りたいと思います。

前回の審議の中で主催者側に見解を確認するということがありました。この見解については、本日の資料、第47号議案の4ページをご覧ください。「私たちの見解」というところで見解をいただいております。主催者側では、検討した結果、後援をもらうという条件を重視するというので、No.33のキャプションの部分について「南京の大虐殺」の「大」の部分を覆い伏せることとしましたということでご返事をいただいております。

これを前提に前回の後援名義の継続審議を行いたいと思います。

ご意見がある方、よろしくお願いします。

前回の審議の内容について、ちょっと振り返らせていただいてご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

前回は、坪井委員のほうから、写真展を実際に見に行って、写真展については非常にいいものだったというご意見がありました。その中で、名前は別として、委員のほうから、南京大虐殺ということがあったと思わせるような表現についてはいかがなものかなというご意見もありました。また、

今回の見解とは別の見解の方が後援名義を申請してきたときに、それに対して承認するということの課題があるという話もありました。それについては、平和と子どもたちの幸せを願うというところの線を崩さなければよいのではないかというご意見もありました。

あと、特にキャプションの部分で、こちらは、村瀬さんのほうで本人が書いたものをここに転記しているということでしたが、この部分で南京大虐殺があったかどうか、日本国の見解がわからない中で、確定的にそういった形で書いてあるのは、後援名義として認めるのは難しいんじゃないかということがありました。

その結果、キャプションの部分について、国のスタンスで決まっていることと違った内容のキャプションが入っているようではちょっと認められないので、その部分について、主催者のほうに、どういった考え方かということを確認するということで継続の審議になりました。

前回の審議では、キャプションの部分ということがありましたので、今回、「私たちの見解」ということで、「大」の部分の覆い隠すという回答があったということでございます。

以上が前回の審議、その後の返しというか、主催者側の方からいただいた見解になります。

いかがでしょうか。

○清水委員 今、教育長がおっしゃった、前回その場で認められなかった理由は幾つかあったかと思いますが、それに対して、今回、「私たちの見解」ということで、No.33 のキャプションの「大虐殺」の「大」を覆うということでご回答いただきました。ただ、幾つかの問題点も、これだけでは全部クリアしていないのではないかと思いますので、その辺、文京区の教育委員会としてこれを後援するのは、現時点でもやはり厳しいのではないかなと私は考えます。

○田嶋委員 前提として、私自身、父も祖母も被爆していますし、戦争に大反対であるのはまず明言させてもらいます。したがって、この内容について、同意得るところもあるのも事実です。ただ、今回の返事の、この「大」を覆い伏せるという答えを見て、教育委員会の後援名義使用の要件の主催者のところの「活動実績や今後の活動計画が十分に信頼できるものであること」。ここをあえて覆うということで僕は信頼できるのかなと甚だ疑問に思いました。

そういう意味では、このキャプションを読ませてもらって、この時代の人、村瀬さんが「良きパパ」とか、使うんだろうかというのは少し思いました。で、もう、これはオリジナルで出してもらったほうがいいんじゃないか。つまり、後援名義とかではなく、しっかりとそのまま出してもらったほうがより伝わるのではないかと思ひ、私は後援名義については反対です。

○坪井委員 前回の教育委員会で、どの部分がと言われたときに、No.33 というのは確かに委員会で

挙げていたと思うんです。そこで「南京大虐殺」という言葉が使われているということを、教育委員会で指摘したと私は記憶していますが、そうになっていませんか。これを含めた全体のというふうになっていますでしょうか。

○加藤教育長 1つの例としてNo.33 というのは事務局のほうからお話がありましたけれども、最終的には、どの部分をどうするかということではなくて、日本国の見解と違うようなキャプションがついているのは、教育委員会としては認めるのは難しいんじゃないかという話がありました。確かにNo.33 のキャプションに大虐殺がありますという話がありましたけれども、その「大」をとればいいとか、「虐殺」をとればいいとかいうのは、あくまで写真を撮った方の本から引用したという話ですから、こちらからそれを強制するものでもないですし、ただ、見解と違うのはここですねという話がありました。

○坪井委員 私は、違うというのはそのことだと思っていた、そういう認識だったので、全体として国の見解と違うところがほかにあるんだという形でこの委員会で詰められたというふうには思っていなかったんですね。さらに、この回答書を事前に読んで、著作権の問題で議論になったというのを聞いたときにどっきりしまして、確かに、今、田嶋さんおっしゃったとおりに、後援をする側がこれを伏せ字に出さないみたいなことになればえらいことだなと思ったんですよ。著作権の問題って、本当に村瀬さんがお書きになったものに対して、それを変更すれば後援を認めるなんてことになったとするならば、逆にこれはゆゆしきことと思った。「大虐殺」という言葉の「大」がなければ、「大虐殺」という言葉を日本政府は否定していて、人数の多寡はあれ、虐殺ということがあったんだということについて共通認識があるのであれば、南京虐殺ということでもいいと思っていたんですね。だから、正直、これはこのままやってほしいと思いますし、教育委員会としても、子どもに見てほしいと私は思います。だから、そうしたいんですけど、村瀬さんにとって「大」という字を隠せということを書いて後援をとるというのは、それこそ教育委員会としてはやってはいけないことを言っているというそちらのほうに関して非常にショックを受けたというのがあったんです。なので、非常に困っています。

基本的には私はやってほしいと思っているし、子どもたちに見てほしい。どんなに残虐な写真でも、逆に言えば、残虐であったとしても、それは見てほしいと思っています。子どもたちも自分自身で、それが事実かどうか判断してほしいと思っているので、戦争は二度と嫌だ、二度と起きない、そういう気持ちに子どもたちになってほしいというのが正直ありますので、残虐さとか嫌らしさとか、そういうものは子どもたちに早いうちに知ってほしいと思っています。こういうものを見

て、簡単に、日本のやったことが全て間違っている、その場でそういうふうを考えるほど子どもたちがおろかだと思っていないので、たくさんの資料を伝え、学校ではこういうこともあると伝え、それでいいんじゃないかなと思っているので、これ自体を後援することには賛成です。だけど、「大」を隠すという形で後援を認めるというふうになっちゃったんだというのがすごくショックです。

教育委員会としては、この前の委員会で何を一体指摘したんだろうかというのをもう一度考えなくちゃいけないのかなと思いました。

○加藤教育長 もう一度言いますけれども、「大」を隠せば認めるなんてことは言ってないです。

○坪井委員 そうですね。そうは言ってないです。そうは言ってないですが、キャプションを検討してくださいとは言ったと思います。キャプションの表現が誤解を……。国の見解と真っ向から反対するような変更は考えてくださいみたいな。

○加藤教育長 キャプションの部分で、一定の心証を与えるようなキャプションだと教育委員会としては認めるのが難しい。どちらの意見があってもいいんです。いろんな意見があっていいんです。ただ、これが事実ですという一方方向のキャプションだと、主催者がやる分には構わないですが、教育委員会としてそれに賛同して、「これです」と言うのは難しいんじゃないかという意見があったと思います。その1つのあらわれがキャプションの部分だということで、そういった教育委員会の議論があったということをお伝えくださいという話をしたと思います。

No.33 が、問題があるからとってくれとか、「大」が問題があるからとってくれとか、そういう話ではないです。

○坪井委員 でも、この回答を見ると、そういうふうに誤解された感じじゃないですか。

○加藤教育長 回答はそうですね。

○坪井委員 教育委員会のそういう趣旨がしっかり伝わっていなかったのかなと思います。私自身が前回の趣旨をそういうふうに思っていたんですね。キャプションの書き方で誤解を生まないように検討してもらえる余地があるかどうか、主催者側に諮ってくださいという趣旨だろうと思っていたので、そのときは著作権の問題とか、念頭になかったんです。それはご本人の書かれた著作物に手を入れることになるという部分について思いがなかったもので、申しわけなかったんですけど、それで誤解が解けるような表現のキャプションになるのであればいいのかなと思っていました。そこに著作権の問題が入ってくるということ自体予想してなかった。

○加藤教育長 私のほうも、著作権あるいは検閲のようなものに当たるんじゃないかという心配はありました。ですので、慎重にそこは表現したつもりです。この部分、どの部分をどう変えてくれ

というのは一切言っておりません。

○坪井委員 そうだと思います。どう変えてくれとは言っていないと思いますが。

○加藤教育長 記憶ですけれども、そこで言っているのは、村瀬さんが書いた文章なので、それを
変えるということについても問題があるかもしれないので、そこも含めて検討してくださいという
話はしておりますので。

○坪井委員 確かに、その表現は、村瀬さんがお書きになった文章であればという話を言っていま
した。

○小川委員 前回の議論の中で、先ほど教育長がまとめてくださいましたけれども、私の中では、
一応国のスタンスと相違のあるものではない形に変更ができる何か、変えられることがあるのかど
うなのかということをもう一回検討してみてくださいという認識はありましたので、1つのパネル
の一部分だけで、それが、要求したものの全部が解決するというふうには正直思っていなかったとい
うのはあります。

それはそれで、さっき田嶋委員が言って、私もそうだなと思ったのは、村瀬さんが書いた言葉だ
としたら、後援というよりは、きれいにそのまま開催する。さっき坪井委員がおっしゃいましたけ
れども、著作権に触れる。私も、前回の話のときには、そこまで考えが及んでいませんでしたので、
そういう議論がちゃんとできなかったなというのは反省するべきところかなと思っていますけれど
も、そういうことであるならば、もともとこちらが提示していることに答えることだって、そもそ
も無理があったのかなと思い、考え直したりしているところです。

ただ、隠して、著作権に触れるかもしれないことを認めるということは、まさに教育委員会とし
てはやってはいけないかなというふうに先生方の意見を聞いて思いました。

○加藤教育長 私も、村瀬さんが書いたものに手を加えてそれでよしというのは、教育委員会の見
解としては問題があるなと思っています。前回の議論でもあったように、いろんな考え方の方がい
ますから、その写真を見たときに、見る人の判断に任せられるようなものであればいいんですけれ
ども、これはこうだという書き方をされていると、それはちょっとまずいんじゃないかなというの
が前回の議論の大きなところだと思っております。

皆さんの見解としては、少なくとも、この4ページでいただいた「私たちの見解」で、「大」を覆
うという部分で認めるというのは問題がある、それは共通でよろしいですね。

その前提で今の出ている資料を見たときに、再度どういうふうにかえるかということと、
もう1つ、先ほど田嶋委員がお話しされたように、「私たちの見解」の中の意図というところが、教

育委員会後援名義承認の「活動実績や今後の活動計画が十分に信頼できるものであること」に引っかけられないかというところ。この2つだと思いますが、いかがでしょうか。

○清水委員 先ほどもお話ししたんですけれども、幾つかの問題の中に、1つは、以前から話が出ている他の団体への影響ということがあると思いますし、また、今、教育長おっしゃったように、日本国との見解の違いという問題が1つある。あと、田嶋委員がお話しになったように、これが果たして後援名義の趣旨に合うかどうか、その辺の3つのところがまだ解決されてないかなということ。

No.33のキャプションに関しましては、こういう見解をいただきましたけれども、今の著作権の問題とかあって、これは隠さずにそのままありのままにやっていただきたい。その上で後援するかどうかということに関しては、まだ解決されていない3つの問題があるのではないかなというふうに思います。

○坪井委員 皆様のご意見を伺いたいんですが、例えば、この村瀬さんのところには手を入れない。チラシがありますが、チラシで、そこに、南京の大虐殺があったかなかったか、そういったことについてはいまだに決着のつかない議論のあるところでもありますとか、これは一兵士が見た写真であり、それが全て事実だと私たちは言っているつもりはないが、その人の撮った写真ということでご覧くださいとか、そういうものが入ったらいいと思いますか。

○加藤教育長 先ほど清水委員が言われた3つの点。後援名義の主催者としての部分を除いて、ほかの2つはそれでクリアできたと思います。日本国の見解がある中で、それがいい悪いは別として、両論あるわけですから、定まっているわけじゃない。今、坪井委員が言った話であれば、そこについてはどちらかというのを確定的に言っているわけではないので、クリアできますし、ほかの団体への影響というところも、中立の中で判断するのであれば、クリアできるのかなと思います。ただ、覆い隠すという返事が返ってきたことに対する信頼感というところはどうか、そこはよく主催者側と、今回の議論を含めてお話しして理解していただいた上で、そこを払拭できればという形になると思います。今回のご返事に対しては信頼感を欠くような返事じゃないかというところはあります。

今、坪井委員が言われたのは、28ページの次のページに、これは日付からいきますと昨年度のチラシだと思いますが、裏面の真ん中ちょっと上あたりで、「一方では、南京虐殺、『慰安所』など、けっして否定することのできない侵略の事実が映し出されています」。これが事実ですというところは、今の坪井委員の話では、事実かどうかはわからないけれども、こういったことを写真として

記録したというところはありませんというのは、特に教育委員会でいい悪いと言う対象ではないと思いますけれども。

○坪井委員 教育の果たす役割って、価値観の押しつけではなくて、事実はきちっと出す。そして事実について判断するのはあなたたちだよということ、こういう考え方、こういう考え方もあるんだよ、それ以外の考え方もあっていい、でも、事実としてある材料というのはこういうことだよ、さあ、みんなで考えようというのが教育の理想的なあり方だと私は思っています。そういう定義の仕方は、あらゆる場面で、本来は教科書であってもそうであってほしいと思います。そういう教育のあり方であるとするならば、とても意味のあることだし、教科書にはここまでの写真をなかなか載せてくれないので、あるかなとは思いますが。ただ、それを、こういうふうにチラシを変えればしますということを私たちが言うわけにもいかない。だから、教育委員会の立場というのはそういうことなんだ。事実をありのままにきちっと知らせるということについてやぶさかではない。ただ、1つの価値観の一方向的な押しつけになるような展示の仕方や誘導はやってもらっては困る。いろいろな意見があるし、いろいろな価値観を子どもたちや若者たちが自分たちで選択するということは保障してほしいという形のものであるならば、教育委員会で後援する意味はあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺どうでしょうね。

○田嶋委員 先ほど私が申し上げたのは、前回のところでキャプションについてどうこうという具体的な話があったとは記憶にはないんですね。大虐殺か虐殺、どっちだったらいいかという議論はしてないと思っています。そこへの答えが、そこだけ覆う。消すんじゃなくて覆うということは、覆うには意味があると僕は思っています。そういう形での返答が来たということに対して、この人たちこの後本当に信頼できるかなと僕は思ってしまったということです。残念ながら。ただ、おっしゃるように、戦争とかそういうものに対して断固反対だし、子どもたちにはちゃんとそういうものを見てもらいたい。だとすれば、そのままオリジナルで見ていただいたほうが、僕は、いいんじゃないか。これは実際に展示が行われるわけですよ。後援するしないは別として。だとしたら、そのほうが僕は望ましいんじゃないかというふうに思ったということです。

○坪井委員 教育委員会が後援をするということについての基準といいますか、どういうものであれば子どもたちにとって、後援してでも見てほしいかという出し方、今申し上げたのはその出し方についてです。

○田嶋委員 前は、キャプションだとか、どうこうというものではなく、変更すれば、ここでまた議論しましょうという話になったと思います。でも、僕を感じですよ、「覆う」という答えが来た

ことに対して、僕はその信頼がなくなった。だって、覆うということはその後ろに何か書いてありますよということを知った上で展示しようとしていらっしゃるわけでしょう。隠されていることが、正しいとか正しくないということじゃないです。そういうことを意図してやろうとしているということは、その後でそこに何が合ったとか、指導されたとか、そういうことをやろうとしていらっしゃると思えば嫌だなと思った。先生がおっしゃっているように、反対とか、そういうことじゃ全くありません。

○加藤教育長 先ほど、坪井委員のほうから基準という話がありましたけれども、前回もお話しましたが、後援名義については要綱に定めがあります。一番大きなところでは、事業に対し賛同の意思を示すものが後援になりますので、この事業に対して賛同の意思を示せるかどうか、合議の教育委員会で賛同できるかというところが1つの基準になると思います。賛同するに当たっては、他のさまざまな条件があって、これは要綱の中にもありますけれども、その団体についての信頼性、事業自体の内容に対する教育委員会としてそれを後援すべきかどうかという合議の中での考え方。前者のその団体に対して賛同できるかどうかというのは、今の田嶋委員のご意見だと思います。後者の事業趣旨、事業に対して賛成できるかどうかという部分は、坪井委員が言ったことで皆さんそれほど相違はないのかなと私は思っています。戦争については反対だし、平和はとうとうというのは皆さん共通ですし、それに対していろんな意見があってもいい、これについても誰も異論はないと思います。ただ、これはこういうものなんだという確定的なことで進められてしまうと、それに教育委員会として同意するというのはできないんじゃないかという部分だと思います。写真展自体が悪いということではなくて、それに対する考え方が、一方的な考え方であった場合については、後援名義としてはそぐわないんじゃないかと思います。

それは各委員の方、皆さん一緒だと思いますが、そこはそういうことでよろしいでしょうか。

○坪井委員 まだ私は悩んでいます。それでいいでしょうかと言われても、「はい」と言えないくらい悩んでいます。

○加藤教育長 先ほどの坪井委員のお話を聞いている限りでは、そういった偏った考えじゃまずいし、さまざまな考えの中で子ども自身が学んでいけばいいということだと思いますので、これが事実ですという片方の考えでは、それはどうなのかなという気はします。

○坪井委員 事実の提示の仕方ということでしょうかね。

○加藤教育長 ただ、その提示の仕方も、教育委員会からこういうふうに提示しなさいという話ではないと思います。主催者が主催者の信念を持ってこの事業をやっているわけですから、覆い隠す

とか、そういうことじゃなくて、そこをどういうスタンスでこの事業を進めるかという部分が大事で、それに対して教育委員会は賛同できるかどうかということだと思います。

○清水委員 坪井委員が先ほど、押しつけになるようなものは認められない、それはいいんですよね。

○坪井委員 そうです。価値観を押しつけるような。

○清水委員 押しつけとなる可能性のあるようなものというのはいかがなんでしょうか。

○坪井委員 それは微妙に判断しなきゃいけないんじゃないでしょうか。

○清水委員 押しつけになる可能性が恐らく今あるものであって、その中で我々が微妙なところで考えて、これはその可能性があるので、後援するのはちょっと控えるべきではないかというところの考えの方が多んじゃないかと私自身は思っています。その可能性がどっちにいくかというのが微妙なところかとは思いますが。それは展示の仕方とかでしようけれども、展示はありのままをそのままやるというのは、今、皆さん合意したことだと思います。

○坪井委員 保留をしたままじゃだめですか。皆さん賛成であれば、1名保留でいけませんか。同意しなきゃだめですか。後援名義を行わないということに決定をするわけですよね。

○加藤教育長 後援名義の申請が来ています。それを承認するかどうかということになりますので、結論としての保留はないと思います。継続審議して最終的にどうするか。

○坪井委員 私だけ意見を言わないというのはだめですか。賛成するか反対するかしかなんでですか。そしたら、棄権か。

○加藤教育長 教育委員会の規則上では多数決というのもありますけれども、これまで慣例的に、教育委員会はさまざまな意見をいただいた上で、皆さん、こういう方向でやりましょうということで確認していますので。多数決ということですか。

○坪井委員 そうですね。じゃ、多数決にしてください。皆さんおっしゃっていることはすごくよくわかるし、私も懸念をしているところは価値観の押しつけになるんじゃないか、そういうおそれもあるんじゃないかというのすごく懸念はしています。ただ、子どもたち、若者たちに戦争の事実をちゃんと見てほしい、それを教育委員会として勧めたいという気持ちはすごくあるので、そのプレゼンの仕方なのかなというふうに思っちゃっているところがあるもんですから、もう少し工夫して何かやってもらいたいなというのがある。もし、そういうようなプレゼンの仕方があるのであれば、もう少し積極的に言えるのに、今みたいに一方的な価値観の押しつけになっていない展示であれば、ぜひ見てほしいなというのがあるんですね。

なので、今このままじゃできないということになるのかもしれませんがね。今このままで、伏せ字をしてというようなことであればできないというのは一致します。ただ、この展示がいろいろ、著作権に触れず、かつ教育委員会で望んでいるような形で申請がされてきたときにはまたちゃんと考える。そういうことでいいですかね。

○加藤教育長 それはこれまでもそうですので、次回も、直近で出てくれば、それを判断するという形になりますけど、現在と同じような状況で、お認めできないということであれば、今回については不承認という形になると思います。

○坪井委員 わかりました。それじゃ、そういうことで。

○加藤教育長 今回の件につきましては、不承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 そのようにさせていただきます。

第2 報告事項

(1) 令和2年6月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 報告事項に入らせていただきます。

「令和2年6月定例議会の審議概要について」。この件について説明お願いいたします。

○教育総務課長 それでは、きょうお配りしました資料第1号をご覧ください。

去る令和2年6月25日に文教委員会が開催されました。その中で、議案が3件、報告事項が6件ございました。

教育局にかかわるものとして、議案では、議案第13号の文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。報告事項では、報告事項1、学校再開後の教育活動について。2、令和3年度使用中学校教科用図書採択について。3、中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について。4、令和元年度東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について。5、文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会中間報告について。6、校則について。報告してございます。

委員会の中での詳しく披露された内容につきましては、後日、会議録速報版をお送りいたしますので、ご確認いただければと思います。

また、一般質問では、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、教育局全体で通常より多い約60本の質問がございました。多くはコロナ感染症対策について、学校にかかわる質問でございました。

例えば、コロナ禍の体験を通じた学校増改築等の課題、感染拡大防止のための環境整備、オンライン授業や分散登校に伴う担任教員への支援、休校期間中の家庭学習の評価と柔軟な教育課程づくり、GIGAスクール構想への取り組み、コロナ禍における児童・生徒及び保護者の心のケアに向けた体制整備等がございました。

コロナ感染症対策以外の質問には、学校給食における完全自然食の実施。図書館における学習スペース及び電子書籍の充実等がございました。

以上でございます。

○加藤教育長 説明についてご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 何点か議員からのご質問があるようなんですけど、子どもたちの行事、これからいろいろ行事があったと思います。遠足も含めて運動会とか、そうしたものについてはどういう方針でこれから新年度はなさるのでしょうか。

○教育指導課長 行事については、東京都からガイドラインが出ておりまして、そういったものを参考に決めているわけです。まず、1学期については、基本的に中止または延期というところがございます。

それから、宿泊行事については、都立学校が12月まで実施しないということが出ておりますので、文京区といたしましても、3学期以降に延期ということで、具体的にどういう宿泊行事ができるか検討しているところでございます。

あとは、運動会とか学習発表会のようなものが秋にございますけれども、基本的には、学年を超えた活動は避ける。万が一クラスターみたいなものが発生した場合に感染の範囲が広がってしまいますので、学年を超えた活動はできるだけ避けるというところがございますので、例えば、運動会のようなものを秋にやる場合には、学校全体でやるというのは非常に難しいと考えておりまして、学年ごとで何か体育的な内容を発表して、それをその学年の保護者の方に見ていただいて、時間ごとに入れかわっていくようなイメージになるかと思えます。

教育委員会としては、今回限られた時間の中で、学校が学習やさまざまなものやっっていくわけですけれども、バランスよく実施していくということが大切になると思いますので、例えば、机上の学習だけに時間をとって、行事が全てなくなるというようなことは当然望ましくないと考えておりますし、かといって、行事をすることで、子どもたちにコロナの対策という意味で危険があるということは当然避けなければいけませんので、対策をとりながら、できる範囲でということになりますが、バランスよく実施をしていきたいというところで今計画をしております。

○坪井委員 これ、答弁があったかどうかあやふやなんです、文京区ではまだわからないんですが、タブレットを子どもたちに、ない子は貸してまでしていたという時期がありましたね。結局、メディアリテラシーという問題に関してきちっとわからないまま子どもたちがタブレットを使い出して、いろいろびっくりするようなどころまで見ちゃったりとか、いろんなことが起きているということで報告を受けていますが、子どもたちのタブレット利用に関しての何か問題というのは起きてないですか。

○教育指導課長 今ご指摘いただいたようなことは当然懸念をしております、最初に貸し出すときに、教育委員会としてどういう方針をとるべきかということは、議論いたしました。結果として3カ月間授業ができないという中で、そういう懸念を理由にしてタブレットを配布しないというのはよくないだろうということで、そういう懸念はきちっと、大丈夫というところを保護者の方にご協力をいただきながら、やっていく必要があると考えました。

実際には、学校でタブレットを使うのとご家庭でタブレットを使うのは状況が違いますので、特に小学校の低学年などは、子どもたちが1人でそれを操作して、例えば動画を見るとかズームのようなものでオンラインの授業を受けるというのは難しい状況がありました。多くの場合はご家庭の協力をいただきながら、そういったタブレットも使用してやりましたので、当初心配されたような状況は今回は発生していないというところがございます。

ただ、今後、タブレットも1人1台の環境になってまいりますので、そういった部分の指導はしっかりと今まで以上にやっていきたいというふうに考えております。

○加藤教育長 ほかに、よろしいですか。

以上で本日ご用意した案件は全てになります。

第3 その他の事項

○加藤教育長 そのほか、その他事項で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第7回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14:46)

令和2年7月8日

議事録署名人

教育長

委員